

北海道道州制特別区域計画（更新）の概要

1 道州制特別区域計画の目標

(1) 北海道の設置

- ・ 明治2年、政府は「蝦夷」に11か国を設置し、「北海道」と命名。
- ・ 北海道は、ひとくくりで一人の知事が置かれ、これまでも、面積の小さい順から積み上げた場合、22都府県のエリアに相当する広域行政を効率的に実施。

(2) 北海道の現状と課題

- ・ 人口減少や少子高齢化が急速に進む中、依然厳しい経済情勢にあるほか、経済社会生活圏の広域化に対応し、広域行政の一層の推進が必要。
- ・ 本道の優位性を活かし、自立的発展をめざすとともに、高い食料供給力などを活かし、バックアップ拠点としての役割の発揮を通じて、我が国の経済活動や国民生活の安定はもとより、災害に対し強靱な国土の形成にも本道が積極的な役割を果たしていくことが求められている。

ア 北海道価値を最大限に活用

- ・ 安全でおいしい食や優れた自然環境など、北海道の優位性である「北海道価値」を磨き上げ最大限に活用し、自立的な発展を図っていくことが重要。

イ 地域の暮らしを支えるための基盤の整備

- ・ 広域分散型の地域特性を踏まえ、広域的な視点から、道路、河川などの社会資本の効率的かつ総合的な整備に努め、人口減少社会における地域づくりの先行的な取組が求められている。

ウ 広域的な視点からの自立的な地域づくりの推進

- ・ 市町村がまちづくりの総合主体としての役割を果たしていくためには、道と市町村が連携、協働し、広域的な視点から効果的な政策展開に努めていくことが必要。

(3) 道州制特別区域計画の趣旨及び今後の取組

ア 目的

地方分権の推進、行政の効率化及び北海道の自立的発展を図ること

イ 計画期間

平成19年度から27年度（9か年間）

ウ 移譲範囲

法により移譲が可能と認められた事務、事業等のうち、道が国から権限、財源の移譲を受けて自ら実施しようとする範囲を定める。

エ 今後の取組

(ア) 地方分権の推進

- ・ 市町村の意向を踏まえ、道から市町村への権限移譲の一層の拡大に努めていく。
- ・ 市町村の行財政基盤を強化するため、道市長会や道町村会と連携し、定住自立圏構想や広域連合などの広域的な連携を活用した地域づくりを進めていく。
- ・ 地域を重視した道政の推進を図るため、振興局を「地域づくりの拠点」とし、市町村など地域の関係者と一体となった地域振興施策の推進に取り組んでいく。

(イ) 行政の効率化

- ・ 職員給与の独自縮減措置のほか、職員数適正化など、行財政改革を道自ら不断に取組を進めていく。

(ウ) 北海道の自立的発展

- ・ 国に提案した項目のうち、札幌医科大学の収容定員の柔軟な変更が可能となったことや、水道法やJAS法に基づく監督権限の国からの移譲に伴い、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現したことにより、地域医療の確保に向けた取組や暮らしの安全・安心の確保などにつながってきている。
- ・ 今後も、道民からの意見などを基に道の政策展開の円滑化や自己完結性を高めることにも留意しながら、提案を積み重ね、国から道への権限移譲や全国一律の基準の緩和とともに、条例の制定範囲の拡大等を行うことにより、北海道の自立的発展を目指していく。

2 北海道が実施する広域的施策の内容

国から移譲を受ける事務、事業等と一体的に次の広域的施策を展開。

- (1) 地域の実情に即した公費負担医療等の適切な提供
- (2) 商工会議所に対する許認可手続等の円滑化
- (3) 調理師資格者の資質の向上
- (4) 鳥獣の捕獲等の許可手続の円滑化
- (9) 地域医療を担う医師の確保
- (10) 水道水の安全性及び安定供給の確保

- (5) 保安施設の整備等による森林の保全
- (6) 砂防設備の整備等による土砂災害対策の推進
- (7) 道路の整備等による安全・安心な道路網の構築
- (8) 河川の整備等による治水対策の推進

3 北海道が広域的施策と併せて実施する特定事務等

- (1) 国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定
- (2) 商工会議所に対する監督の一部
- (3) 調理師養成施設の指定
- (4) 鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可
- (5) 札幌医科大学の収容定員の変更に伴う学則変更に係る文部科学大臣への届出の廃止
- (6) 水道法に係る水道事業及び水道用水供給事業の認可

4 北海道が広域的施策と併せて実施する工事又は事業

- (1) 民有林の直轄治山事業の一部（2地区）
- (2) 直轄通常砂防事業の一部（2水系）
- (3) 開発道路に係る直轄事業（5路線）
- (4) 二級河川に係る直轄事業（2水系）

5 その他の取組

(1) 連携・共同事業

- ・ 広域行政の推進に資するため、道と国の地方支分部局等が連携・共同して、事務、事業を実施。

- 国所有林と民有林が一体となった森林づくり
 - 国と道の気象・河川・火山観測情報や道路などの管理情報の一元化・共有化
 - 防災体制や防災装備の一元的な管理・運用
 - 道路管理者が連携した案内標識の整備
- など21の事業

6 広域的施策の施策効果の把握及び評価

- ・ 広域的施策の推進状況、施策の効果とともに、地域社会や本道経済への影響等を適切かつ客観的に評価する。
- ・ 広域的施策の推進状況等は、毎年度、フォローアップ作業を通じて把握をしたうえで、評価を実施。

7 今後に向けて

(1) これまでの取組の主な成果

ア 国からの移譲を受けた事務・事業について

- ・ 道が実施していた事務・事業と一体的に行うことにより効率的な執行が図られているほか、申請窓口の一本化や事務の処理期間の短縮化といった道民・利用者の利便性向上が図られている。
- ・ 一部の権限の移譲を受けた事務については、窓口が依然として、国と道に分かれていることや、財源の確実な措置を図るためのルール確立などが課題。

イ 権限移譲等を求める国への提案について

- ・ 提案が実現したことにより、地方の裁量権が拡大し、事業者への迅速かつ一貫した指導監督が実現するとともに、暮らしの安全・安心の確保が図られるなど、本道の自立的な発展につながってきている。

(2) 道州制特区制度の有効活用に向けて

- ・ 本道の優位性である「北海道価値」（食・観光・環境など）を最大限に活かし、一体的かつ効果的に自立的な地域づくりが可能となり、また、道はもとより、地方の裁量権の拡大につながるよう、今後も道民からの意見などを基に、力強い経済の構築や安全・安心な暮らしの実現などに向けて、国から道への権限移譲などを求める提案を積み重ねていく。
- ・ 具体的な提案に当たっては、食・観光・環境などのテーマ毎に、道民からの意見などを基に、道の政策課題の解決にも留意しながら、総合的に検討を行い、本道の自立的な発展につながる提案となるよう努めていく。
- ・ 移譲に伴い必要となる財源が確実に措置されるよう国に働きかけていくとともに、地方分権に関する国の改革の動向を踏まえ、道州制特区制度の一層有効な活用に向けていく。